

教 福 第 1 2 5 7 号  
令和4年(2022年)2月8日

各道立学校長 様

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸  
北海道教育庁教職員局長 伊 賀 治 康

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応に  
ついて (通知)

このことについて、『新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について』の周知について(令和4年2月1日付け教健体第1126号通知)で、教職員の「社会機能の維持のために必要な事業に従事する者」についての道教委の考え方を別途お知らせするとしていたところですが、今後の道教委としての取扱いを次のとおりお知らせします。

## 記

### 1 経緯

令和4年1月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡(令和4年1月5日付け)(以下「厚労省事務連絡」という。)の内容が一部改正され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日(令和4年1月19日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の「(別添)事業の継続が求められる事業者」の「5. その他」に、「学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請」する記載が追加された。

また、令和4年1月19日付け文部科学省初等中等教育局健康・食育課事務連絡『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更についてにおいて、自治体の判断で教職員が「社会機能の維持のために必要な事業に従事する者」に当たりうることが示された。

### 2 今後の取扱い

教職員が濃厚接触者及び感染の可能性がある者(以下、「濃厚接触者等」という。)とされた場合の取扱いは次のとおりとする。

#### (1) 自宅待機期間

原則7日間(8日目に解除)とする。

#### (2) やむを得ない場合で事業継続に著しい支障を来す場合の取扱い

教職員の多くが濃厚接触者等となり学校に出勤できない場合等の学びの継続については、令和4年(2022年)1月25日付け教健体第1100号通知の記7による、学びの保障の方策を優先することとし、それでもなお、他に代替措置が取れず、学びの継続に著しい支障を来す場合及びその他の事情で学校運営上著しい支障を来す場合は、必要最小限の人数に限り、教育庁教職員局福利課に事前協議の

上、4日目及び5日目の抗原定性検査で陰性確認後、5日目から職員の自宅待機を解除する。

※厚労省事務連絡（令和4年1月28日一部改正）4頁「濃厚接触者の取扱い」を参考にすること。

※やむを得ない場合（例）

- ・校長、教頭等管理職員が同時期に濃厚接触者等となり学校運営に支障を来す。
- ・小規模校で児童生徒に濃厚接触者等はいないが、教職員の多くが濃厚接触者等となり学びの継続に支障を来す。
- ・教職員の多くが濃厚接触者等となり入試当日の運営に支障を来す。
- ・寄宿舎指導員の多くが濃厚接触者等となり寄宿舎生を自宅に帰らせている。  
など

### 3 自宅待機期間を短縮して解除する際の留意点

- (1) 児童生徒や保護者の中には教職員が自宅待機期間を短縮して学校に出ることに不安を感じる方もいることから、状況に応じて保護者等に事情を説明し理解を得るよう努めること。
- (2) 当該教職員には、自宅待機期間の短縮が学校の事業継続のため真にやむを得ない場合であることを踏まえ、抗原定性検査を実施することや職務専念義務の免除等の期間を短縮することなどの事情を丁寧に説明すること。
- (3) 自宅待機期間を短縮した場合であっても、10日間が経過するまでは日常的に行っている健康観察を確実に行き、健康状態を学校において確認すること。また、その間は当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けるよう説明すること。

### 4 抗原定性検査キットの活用について

抗原定性検査キットについては、当面の間、先に国から関係道立学校へ配布されている抗原定性検査キットを活用し、未配布の学校については事前協議後、近隣の配布済み校と調整して調達することを想定しているが、その取扱方法は別途連絡する。

また、現時点で学校において保有している抗原定性検査キットを活用できるほか、各学校に配分されている「道立学校学校教育活動継続支援事業費」（令和3年12月24日追加配当分）の「PCR等検査キットの購入経費」で購入することも可能であること。なお、この場合は薬事承認されたものを必ず用いること。

学校教育局 高校教育課  
学校教育局 特別支援教育課  
学校教育局 健康・体育課  
教職員局 福利課